

飲食店等経営者の皆様へ



平成31年10月1日から

飲食店等における消火器の 設置基準が強化されます!!

これまでは、床面積が150㎡以上の飲食店等に消火器の設置が義務付けられていました。

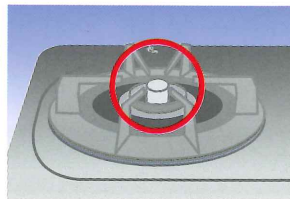
法改正により、火を使用する設備又は器具が設けられている床面積150㎡未満の飲食店等にも消火器の設置が義務付けられます。

設備又は器具に次の安全装置などが付いているものは、消火器の設置の対象となりません。

例

調理油加熱防止装置

センサーが鍋底の温度を感知し自動的に消火して油の発火を防ぎます。



自動消火装置

火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出して火を消します。



火を使用しない電磁誘導加熱式調理器（IH調理器）、電子レンジ等についても消火器の設置の対象となりません。



- ★消火器は業務用消火器を設置してください。住宅用消火器やエアゾール式の消火器のものでは対応できません。
- ★消火器設置後は半年ごとの点検、1年ごとに消防署への報告が必要です。

消防用設備等点検報告制度

消防用設備等は、いつ火災が発生しても確実に作動するように、日頃の維持管理が重要です。このため消防法では、消防用設備等の定期的な点検と消防機関への報告を義務付けられています。

★点検期間と内容

● 6か月ごと

↓
機器点検

(外観や機器の機能を確認)

● 1年ごと

↓
総合点検

(機器を作動させて、総合的な機能を確認)



★点検結果の報告

防火対象物の関係者は、点検結果を定められた期間に、消防長又は消防署長に報告しなければなりません。

【報告】 特定防火対象物（飲食店等）…1年に1回
非特定防火対象物…3年に1回



★点検報告の流れ

点検 建物に設置されている消防設備を点検する。

作成 報告書に点検結果を記載する。

報告 作成した点検結果報告書を管轄する署・出張所の窓口へ提出する。

★消火器点検アプリ

消火器の点検報告には、総務省消防庁作成の「消火器点検アプリ」が便利です。「App Store」や「Google Play」で『消火器点検アプリ』と検索



連絡先 佐世保市消防局

予 防 課 ☎0956-23-9256

中 央 消 防 署 ☎0956-24-7621

東 消 防 署 ☎0956-38-2519

西 消 防 署 ☎0956-47-2076

